四億円		○・○九七四○％
五億円		○・○八○二○％
六億円		○・○六八六○％
十億円		○・○四三三○％
十五億円		○・○二九六○％
	総トン数百トン以上千トン未満の動力漁船	
	一億円	○・三二四五○％
	二億円	○・一七二二○％
	三億円	○・一二三八○％
	四億円	○・○九八○○％
	五億円	○・○八二九○％
	六億円	○・○七一二○％
	十億円	○・○四四五○％
	十五億円	○・○三○九○％
	二十億円	○・○二四○○％

注1　船外機を主機関とする動力漁船である場合の漁船船主責任保険純保険料率は、この表の率に百分の九十を乗じて得た率とする。

2　次の各号に掲げる特約がある場合の漁船船主責任保険純保険料率は、この表の率（前項に規定する場合にあっては、同項の規定により定まる率）にそれぞれ当該各号に掲げる割合（二以上の特約がある場合にあっては、それぞれの割合を加えて得た割合）を乗じて得た率を、この表の率に加えて得た率とする。

一　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号。以下「規則」という。）第三十九条の五第一項第五号に掲げる費用を負担することによる損害を塡補する旨の特約　百分の一

二　規則第三十九条の五第二項第二号に掲げる損害を賠償することによる損害を塡補する旨の特約　百分の一

三　規則第三十九条の五第二項第五号の二に掲げる損害を賠償することによる損害を塡補する旨の特約　百分の二

3　次の各号に掲げる漁船に該当する場合の漁船船主責任保険純保険料率は、この表の率（前二項に規定する場合にあっては、前二項の規定により定まる率）にそれぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た率とする。

一　開始日の前日まで引き続き一年以上漁船船主責任保険に付されている漁船であって、開始日前一年間に漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第十六条の二第三号の塡補すべき損害の区分（以下「基本損害区分」という。）に係る事故（特定事故を除く。以下同じ。）が生じなかったもの（次号から第五号までに掲げるものを除く。）　百分の九十

二　開始日の前日まで引き続き二年以上漁船船主責任保険に付されている漁船であって、開始日前二年間に基本損害区分に係る事故が生じなかったもの（次号から第五号までに掲げるものを除く。）　百分の八十五

三　開始日の前日まで引き続き三年以上漁船船主責任保険に付されている漁船であって、開始日前三年間に基本損害区分に係る事故が生じなかったもの（次号及び第五号に掲げるものを除く。）　百分の八十

四　開始日の前日まで引き続き四年以上漁船船主責任保険に付されている漁船であって、開始日前四年間に基本損害区分に係る事故が生じなかったもの（次号に掲げるものを除く。）　百分の七十五

五　開始日の前日まで引き続き五年以上漁船船主責任保険に付されている漁船であって、開始日前五年間に基本損害区分に係る事故が生じなかったもの　百分の七十

4　前三項の計算の結果得られる率に小数点以下五位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた率をもって、漁船船主責任保険純保険料率とする。

○農林水産省告示第百六十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の二第三項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める率を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日　農林水産大臣　山本　有二

一　漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第三十九条の五第一項第八号に掲げる費用を負担することによる損害を塡補する旨の特約（以下「給与特約」という。）以外の部分の率

㈠　の表の上欄及び中欄に掲げるトン数区分及び保険金額に応じて同表の下欄に掲げる率に、㈡の表の上欄に掲げる漁船損害等補償法第百十九条第一項ただし書の特約（以下「特定特約」という。）に係る保険期間に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とし、船外機を主機関とする動力漁船である場合は更に百分の九十を乗じて得た率とする。ただし、当該率に小数点以下八位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた率とする。

㈡　トン数区分及び保険金額

トン数区分	保険金額	率
無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	一千万円	○・○○○二七○○％
	二千万円	○・○○○二三○○％
	三千万円	○・○○○一九二○％
	五千万円	○・○○○一三八○％
	一億円	○・○○○○七六○％
	二億円	○・○○○○三九五％
	三億円	○・○○○○二七四％
	四億円	○・○○○○二一五％
	五億円	○・○○○○一八○％
	六億円	○・○○○○一五五％
	十億円	○・○○○○○九九％
総トン数五トン以上十トン未満の動力漁船	二千万円	○・○○○五三五○％
	三千万円	○・○○○四九七○％
	五千万円	○・○○○四九二○％
	一億円	○・○○○三二九○％
	二億円	○・○○○一八四五％
	三億円	○・○○○一三二○％
	四億円	○・○○○一○二五％
	五億円	○・○○○○八四八％
	六億円	○・○○○○七二六％
	十億円	○・○○○○四四七％